

は し が き

地方公営企業は、上・下水道、病院、ガスなど住民生活に身近な社会資本を整備し、住民の日常生活に必要な不可欠なサービスを提供しています。本県においても、市町村及び一部事務組合が経営する公営企業は、平成 21 年度末現在で 189 事業あり、その支出決算規模は普通会計の歳出総額の約 4 分の 1 に相当する約 4,500 億円となっており、地方行政の中で極めて大きな役割を果たしています。

地方公営企業が、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営健全化に積極的に取組むとともに、透明性の高い企業経営を促進することが必要です。

特に平成 21 年度からは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行され、普通会計のみならず公営企業、一部事務組合、第 3 セクター等を含めた、市町村の総合的な財政状況が公表されております。

このような状況を踏まえ、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくために、その経営環境の変化に適切に対応し、公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。

近年、厳しい経営環境にある病院事業においては、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供できるよう「公立病院改革ガイドライン」の趣旨を踏まえ、「公立病院改革プラン」を策定し、経営の効率化などの経営改革に取り組んでいるところです。

本書は、「平成 21 年度地方公営企業決算状況調査」等の結果をもとに、地方公営企業決算の概況及びその分析並びに各種統計資料を取りまとめたものです。各事業体においては、経営状況の自己分析を行うための参考資料として活用していただき、公営企業の抜本的改革の推進や一層の経営の健全化に集中的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

千葉県総務部市町村課長 志村 勇亮